

# 幕別町議会基本条例（素案）に対する意見の要旨と町議会の考え方

◎問が皆様からのご意見で、答が町議会の考え方を掲載しています。

## ◆前文

**問**基本条例に議員としての姿勢がうたわれていないのではないかと。

**答**議員の姿勢は、前文にうたっています。

## ◆第2条（基本理念）

**問**条文に「実現」とあるが、実現は町村が合併して新しいまちのときに使うことば、別に考えてはどうか。

**答**ご意見を踏まえ、文言の整理をします。

## ◆第3条（議会の活動原則）

**問**主権者は町民。町民の意見を聞く点に欠けている。

**答**議員は町民の多様な意見を的確に把握することを規定しています。

## ◆第7条（議会広報広聴の充実）

**問**3カ月に1回ぐらい報告会をすべきである。

**答**議会報告会は年1回開催することになっています。ご意見につきましては、今後検討していきます。

## ◆第8条（町長等と議会及び議員との関係）

**問**「緊張関係」は、法令用語に馴染まないのではないかと。

**答**ご意見を踏まえ、緊張関係を削り文言の整理をします。

## ◆第8条第1号

**問**第1号に「質疑応答」で、第2号に「質問及び質疑」となっているが同じ意味なのか。

**答**同じ意味であることから「質問又は質疑」に文言の整理をします。

## ◆第8条第2号

**問**「委員」とは何を指すのか。

**答**ご意見を踏まえ「委員会に属する委員」に修正します。

## ◆第9条第3項（議決事件の拡大及び政策等の形成過程）

**問**「計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）」になっているが、政策を先頭にもってきてもどうか。

**答**ご意見を踏まえ、「政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）」に修正します。

## ◆第20条（見直し手続）

**問**見直し手続を5年に1回行うなど期間を明記しないのか。

**答**ご意見を踏まえ、いつでも見直し手続ができるように「必要に応じてすみやかに」を追加します。

**問**十勝管内市町村の議会基本条例の制定状況は

**答**十勝管内では、1市8町村で議会基本条例を制定しています。幕別町は10番目です。

**問**通年議会は議論にならなかったのか。

**答**通年議会の議論はしたが、現状では必要ないとの結論に至っています。十勝管内では芽室町が実施しています。

## ◆全体意見

**問**栗山町、大阪市等を参考にいいものを作ってほしい。

**答**栗山町、福島町、帯広市などの十勝管内市町村、札幌市などの議会基本条例を参考にしています。